

陸前高田市中小企業・小規模企業振興条例（案） 逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、中小企業、小規模企業及び中小企業団体（以下「中小企業等」という。）が本市経済の活性化、地域内循環及び雇用確保の担い手として地域に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関し基本理念を定め、市の責務並びに中小企業等、関係団体及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を推進することにより、市の産業基盤の安定と強化を図り、もって市民の豊かな生活の営みに寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、本条例の目的について規定しています。

本条例は、中小企業等の振興に関する基本理念や役割を定め、中小企業等の振興に関する施策を推進し、市の産業基盤の安定と強化を図ることで、市民の豊かな生活の営みに寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。

【解説】

この条例において使用される用語の定義について定めた規定です。

＜第1号「中小企業」について＞

「中小企業者」とは、営利目的で陸前高田市内に事業所を持つ法人又は個人で、下表の「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当する者で、これから陸前高田市内に事業所を設置しようとする者も含みます。

＜第2号「小規模企業」について＞

「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、5人）以下に該当する者で、これから陸前高田市内に事業所を設置しようとする者も含みます。

＜第3号「商工会」について＞

「商工会」とは、商工会法によって認可された公益法人で、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のための総合的な活動を行う団体です。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業その他の業 種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識を共有すること。
- (2) 中小企業等の創意工夫及び自主的な取組を尊重すること。
- (3) 中小企業等の事業の持続的発展を目的とすること。
- (4) 市の地域資源を活用することを基本認識とすること。
- (5) 市、中小企業等、商工会そのほか関係団体が連携すること。

【解説】

本条は、本条例第1条に規定する目的を実現するための、その基本となる考え方、中小企業等全ての関係団体が目指すべき方向性を規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業等の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

【解説】

第3条の基本理念で、市、中小企業等、商工会そのほか関係団体は、連携することを掲げています。第4条は、市の責務を示す規定です。

市は、様々な施策とのバランスを考慮し、地域の特性を踏まえ、企業や市民、関係機関と協力して、企業活動の振興に関する施策を推進することを責務としています。

(中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、基本理念に基づき、経営の革新及び経営基盤の強化に向けた自主的な取組を行うよう努めるものとする。

2 中小企業等は、基本理念にのっとり、市の有する豊富な人材、多様な技術、豊かな自然その他の資源の持続的な活用と新たな資源の発掘を行うよう努めるものとする。

【解説】

第3条の基本理念で、中小企業及び商工会と市は、協力、連携することを掲げています。第5条は、中小企業等の役割を示す規定です。

第1項では経営の革新及び経営基盤の強化に向けた自主的な取組を行うよう努めることを規定しています。

第2項では市の人材、技術、自然その他の資源の持続的な活用と新たな資源の発掘を行うよう努めることを規定しています。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念に基づき、中小企業等の事業活動に関する相談、指導、研修等の実施に努めるとともに、中小企業等の事業活動の円滑化に協力するものとする。

【解説】

第3条の基本理念で、商工会及び中小企業と市は協力、連携することを掲げています。第6条は、商工会の役割を示す規定です。

商工会は、中小企業等の事業活動に関する相談、指導、研修等の実施に努め、及び中小企業者の事業活動の円滑化に協力することを規定しています。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、中小企業等の事業活動により地域において生産され、若しくは販売される商品又は提供される役務の価値についての関心と理解を深め、当該商品の消費等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【解説】

本条は、中小企業等の振興を推進していくために、中小企業等に関する市民の理解及び協力について規定しています。

中小企業等が成長発展することによって、雇用が創出され、地域社会が活性化し、市民生活も向上するという好循環を生み出し、結果として豊かで住みよいまちの実現へとつながることを理解いただくとともに、商品の消費等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすよう努めることを規定しています。

(中小企業等の自主的な努力の促進)

第8条 市は、中小企業等の経営の革新及び経営基盤の強化に向けた自主的な取組を促進するため、中小企業等、教育機関、研究機関、産業経済団体その他の関係機関が連携することのできる体制の整備に努めるものとする。

【解説】

本条は、中小企業・小規模企業の経営の革新及び経営基盤の強化に向けた自主的な取組の促進体制の整備について規定しています。

市は、中小企業等の自主的な取組を促進するため、中小企業等、教育機関、研究機関、産業経済団体その他の関係機関が連携することのできる体制の整備に努めることを規定しています。

(財政上の措置)

第9条 市は、中小企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条では、財政措置の上での市が果たすべき立場をより強く位置付けるための条項で、具体的な事業の実施に必要な予算確保に努めることを規定しています。